

行橋市制70周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ募集要項

1. 目的

令和6年10月10日に市制70周年を迎えるにあたり、市民の皆様が行橋市の歴史や文化、まちの成り立ちについてふり返ることで、シビックプライド（行橋市民としての誇り）の醸成につなげ、また、70周年を市内外の様々な方に知っていただくためのPRの一環として、ロゴマーク及びキャッチフレーズを広く一般に募集するものです。

メインテーマは「協創」

（これからの行橋を市民全員で力を合わせて創っていこうという想い）

2. 各賞の選定及び賞品

応募された作品の中から各賞を選定し、賞品を進呈します。

【総額14万円（7万円×2）】

【ロゴマーク】

・最優秀賞 1名 賞金 7万円

【キャッチフレーズ】

・最優秀賞 1名 賞金 5万円

・優秀賞 2名 賞金 1万円×2名

3. 募集の範囲

【ロゴマーク】

市内・市外、プロ・アマを問わず、誰でも応募できます。

【キャッチフレーズ】

行橋市に住民票のある平成17（2005）年4月2日以降に生まれた方

※保護者の同意を得た上でご応募ください。

4. 募集期間

令和5年9月1日(金)から9月22日(金)まで

5. 募集の周知方法

市報、市のHP、SNS、公募雑誌、公募サイト、新聞報道等で周知します。

6. 応募方法及び注意事項

(1) 応募方法

ロゴマーク、キャッチフレーズのどちらもオンライン応募、郵送または窓口持参により応募できます。応募にあたっては、この募集要項を必ずご熟読ください。

※ 応募に要する費用は、応募者をご負担下さい。

① オンライン応募

下記のQRコードからアクセスしてください。

ロゴマーク 応募フォーム⇒  https://ttzk.graffer.jp/city-yukuhashi/smart-apply/apply-procedure-alias/logomark
--

キャッチフレーズ 応募フォーム⇒  https://ttzk.graffer.jp/city-yukuhashi/smart-apply/apply-procedure-alias/catchphrase

② 郵送

下記宛先に郵送してください。受付最終日の消印までを有効とします。

〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

行橋市役所総務部総合政策課「70周年ロゴマーク等」募集担当 宛

③ 窓口持参

市役所総合政策課（市庁舎4階）へ持参してください。

（受付時間 平日8時30分から17時00分まで）

(2) 応募様式

① ロゴマーク

i) デジタルデータで応募の場合

- JPEG、PNG、GIF、PDFのいずれかの形式で提出してください。
- 応募作品のサイズは原則5MB以内とします。
- アニメーションロゴを作成した場合、静止画用のデータも添付してください。

ii) 紙で応募の場合

- A4サイズの内紙を使用してください。（紙質は自由ですが、白地の用紙を使用してください。）

② キャッチフレーズ

郵送または窓口持参の場合は、所定の応募用紙を使用してください。（楷書で記載してください。）

（３）注意事項

- ① メインテーマ「協創」に象徴される行橋市制 70 周年の機運を盛り上げ、市内外にわかりやすく PR できるものとしてください。
- ② ロゴマークについては、「ゆくはし」（ひらがな・カタカナ・漢字・ローマ字表記）と「70」をモチーフとしたものにしてください。
- ③ キャッチフレーズについては、20 文字以内（記号・スペースも 1 文字としてカウント）としてください。
- ④ 用紙 1 枚に作品を 1 点描いてください。またロゴマークには作品に色もつけてください。ただし、単色化又は拡大・縮小させた場合でもイメージを損なわないものとしてください。
- ⑤ 紙で応募される方は、用紙の裏面に住所・氏名(フリガナ)・年齢(学生は学校名と学年)・電話番号と作品の簡単な説明を明記してください。
- ⑥ 作品は、自作で未発表のものに限ります。
- ⑦ ロゴマークとキャッチフレーズは、それぞれ一人 3 点まで応募できます。
- ⑧ 応募作品の返却は、できません。また、応募作品の著作権は、行橋市に帰属します。
- ⑨ 採用作品の一部を必要に応じて補正する場合があります。
- ⑩ デジタルデータで作成した作品を紙媒体で応募した方が受賞した場合、後日デジタルデータを提出していただきます。
- ⑪ 応募作品が既発表作品と酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む。）、または本募集要項に反している場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- ⑫ 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。行橋市では一切の責任を負いかねます。また、応募作品に関連して、行橋市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- ⑬ 応募者は、行橋市が応募作品の応募者の氏名・住所（市内の方は大字まで、市外の方は市町村名まで。）を公表することに同意するものとします。
- ⑭ 応募者は、作品を応募した時点で、本募集要項の内容をすべて了承したものとします。

7. 審査の方法

ロゴマーク等審査委員会で審査を行うほか、市民投票も実施し、最終決定します。なお、作品に関する不採用理由などについては、お答えはできません。

8. 発表方法

受賞者の発表は、11月中旬以降に本人に直接通知するとともに、市報・市ホームページ等を通じて発表します。

〔問合せ先〕

行橋市役所 総務部 総合政策課 政策推進係

☎ 0930-25-1111 (内線1421、1422)